

自民党 衆議院議員
衆議院内閣委員長

活動報告書

木原誠二

せいじ便り 新年特別号 88号

誠心誠意、政策で。



衆議院内閣委員長に
就任しました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全力を挙げたいと思います。同時に、withコロナの中で経済社会活動が停滞しないよう、金融支援、固定費支援、生活支援、雇用支援、学業支援などに万全を期していきます。今年最初のせいじ便りでは、昨年の活動を振り返りながら、本年に向けた決意を述べさせていただきます。

新しい年を迎えました

昨年10月26日開会の臨時国会から衆議院内閣委員長に就任しました。内閣委員会は、内閣の大臣21人のうち8人が出席する常任委員会、経済財政、科学技術、イノベーション、規制改革、男女共同参画、少子化対策、防災・危機管理、警察、公務員制度、消費者行政、デジタル政策、個人情報保護、皇室制度など幅広い所掌を担当しております。来年の通常国会では、デジタル庁設置法案を含めたデジタル関連法案など多くの法案が内閣委員会で審議される予定です。引き続き、公正・円満な議事運営に努めていきます。



10兆円の大学基金について…

経済成長を牽引する最大の要因は、技術革新・イノベーションであることが統計的に明らかになっています。そのイノベーションを引き出すのが、研究開発、特に基礎研究であり、研究拠点としての大学の優劣をめぐって世界的競争が起こっています。

例えば、米国のハーバード大学は4.5兆円、イエール大が3.3兆円、英国のケンブリッジ大は1兆円の研究基金を有しています。他方、日本は、最大の慶応大学で730億円、東大が150億円と二桁、基礎体力に開きがあります。その結果我が国の博士進学率は2000年の17%から



足元9%まで半減し、良質な論文数でも世界11位と下落しています。



このため、令和3年度当初予算をスタートに、財政投融資資金を中心に大学の研究開発基金10兆円を確保し、これを運用することで毎年数千億円の研究開発費用捻出と博士課程の学生に対する支援を行うこととしました。

本件は、私が、経済成長戦略本部の事務局長として6月の成長戦略に盛り込んだものです。昨年末の予算編成過程では財務省と激しい折衝がありましたが、何とか実現にこぎ着けることができました。その前提は大学改革であり、今後は、大学のガバナンス改革に向けた検討を鋭意進めてまいります。

選択的夫婦別姓について…

5年に一度改訂される男女共同参画社会基本計画の党内審議において、選択的夫婦別姓について激論が交わされました。私は、賛成の立場から議論に参加しました。女性の社会参加が進む中で、旧姓を使用できないことによる不利益が増えているとの指摘があります。加えて、私は、個人的経験から「家名」「家の氏」を守ることが必要になっていると感じています。

私の母方の祖母「弘子」は先の大戦で二人の弟をフィリピン・レイテ沖で失いました。男兄弟がいなくなり、結婚して実家を離れることに躊躇もあったようですが、結婚し生まれた娘（私の母）を自らの両親（母の祖父母）の養子に入れることで家名を守ることになりました。しかし、その母も結婚し、次男として生まれたのが私です。祖母の家名を残したいとの思いに答え、私も氏の変更を模索しましたが、養子に入る先も家庭裁判所の許可も難しい中で断念をしました。

私の祖母のケースは戦争の影響ですが、今日的には、少子化の影響で家名を引き継ぐ人がいないという状況が増加してきています。

こうした状況に対応するためには、夫婦同氏を原則としながらも、「選択」によって別姓を名乗れる余地が必要だと考えます。他方で、子どもへ悪影響が出ないようにするなどの配慮も不可欠です。今後、党内議論を活発化させたいと思います。



PROFILE

衆議院内閣委員長、元外務副大臣。財政・金融全般、外交政策、社会保障・行革、都市農業など幅広く活動を展開。1970年6月東京生まれ。私立武蔵高校、東京大学法学部、ロンドン大学LSE修士卒業。平成5年大蔵省入省。平成17年9月衆議院初当選。著書に「英国大蔵省から見た日本」(文春新書)

Facebook <https://www.facebook.com/seiji.kihara>

twitter ID http://twitter.com/kihara_seiji

地元事務所

〒189-0025 東京都東村山市廻田町4-3-4
TEL 042-392-4105 FAX 042-392-4106

国会事務所

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館915号室
TEL 03-3508-7169 FAX 03-3508-3719

<http://www.kiharaseiji.com>

発行：木原誠二後援会 東村山市廻田町4-3-4

主な活動成果と今後の展望

政務調査会副会長兼事務局長として
「新型コロナウイルス対策に
全力を挙げます」



政府与党の政策責任者の一人である党・政務調査会事務局長として、昨年9月まで3年間、成長戦略、経済財政政策、全世代型社会保障政策、宇宙政策、IT戦略などの立案やとりまとめの先頭にたつてきました。

とりわけ、昨年は1月末以降、新型コロナウイルス感染症への対応が最優先課題となり、3度の経済対策、2度の補正予算編成に全力を挙げました。心を砕いたことは、医療崩壊を招かないこと、企業の事業継続を徹底的に支えること、国民

の雇用・生活を守り抜くことでした。持続化給付金、家賃支援給付金、特別定額給付金、学生支援、雇用調整助成金の特例措置として民間も含めた無利子・無担保の金融支援など、出来ることは最大限取組んだところで。新型コロナウイルスとの戦いはなお続いており、引き続き、医療資源の充実・確保、医療機関への支援、PCR検査の増加などにより感染拡大防止に全力を挙げつつ、本年前半までにワクチン接種を幅広く行うことで、集団免疫状態を作り出せるよう、きめ細かな対応に努めていきます。

「育休のあり方検討プロジェクト」座長として
「男性の育児・家事参加を勧めます」

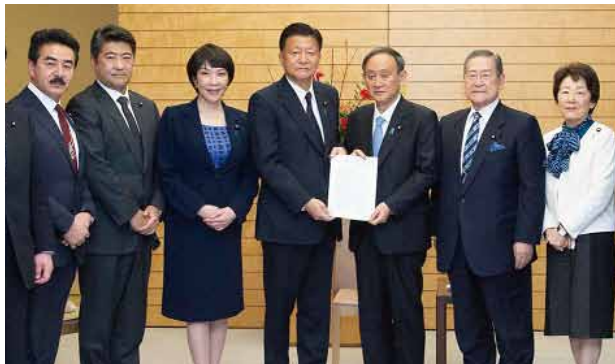


2019年11月、党内に「育休のあり方検討プロジェクトチーム」が設置され、座長に指名されました。

統計的に男性の家事参加が多いほど第二子出産が増えることや令和時代のワークライフバランス推進などを踏まえ、男性の育休取得は重要

安感や問題意識が高まっています。

特命委員会では、各方面からのヒアリング、群馬や奄美大島への現地視察などを行い、12月23日、二層のアプローチによる提言を菅総理に手渡ししました。



第一層は、国土全域を対象とした、土地所有等情報の円滑な収集及び開示です。具体的には、土地に関連する各種台帳について国籍情報を含めた統一の実、地籍調査等の推進、関係閣僚会議の設置等を定める「総合的推進法」を議員立法として

早期に提出・成立を図り、政府に取組の推進を求めています。

第二層は、安全保障上特に緊急性が高い防衛施設の周辺等の土地と、外国政府による土地の利用・取得についての対応です。

先ず、国境離島や重要インフラの周辺など、安全保障の観点から重要な土地については、政府に対し、国籍を含めた所有者情報の収集・利用実態の調査等を徹底し、安全保障上の懸念がある場合には、過度な私権制限にならないよう留意しつつ、利用・取得を管理・制限できる仕組みを創設することを提言し、そのための法律を次期通常国会へ提出することを求めています。

次に、外国政府による外国公館などの設置の際の不動産取得について、ウィーン条約に基づき、外務大臣への報告、外務大臣の事前同意、周辺住民等への情報公表が行われるよう、外務省に枠組みの整備を求めています。なお、今後も、第一層のアプローチによる土地取得の状況把握を通じて、政策課題が明らかになれば、その都度、新たな法制度の検討を進めていく方針です。

「デジタル社会推進本部」幹事長として
「人に優しいデジタル社会を
推進します」



菅政権の一丁目一番地であるデジタル化を党側から支える「デジタル社会推進本部」(甘利明座長が設置され、私は幹事長に就任しました。デジタル化は行政の効率化に大きな効果があります。例えば、1700を超える自治体でバラバラに整備してきた情報システムの費用は年間5000億円、中央省庁で年間8000億円ですが、今回の改革で共通化が実現されれば約3割、4000億円が削減され、その分を福祉や子育てに再配分

した情報システムの費用は年間5000億円、中央省庁で年間8000億円ですが、今回の改革で共通化が実現されれば約3割、4000億円が削減され、その分を福祉や子育てに再配分

な課題です。しかしながら、取得率は令和元年度で7.48%にとどまっております。育休のあり方PTでは、昨年4月に政府に対し、大きく二つの柱を盛り込んだ提言をいたしました。

第一の柱は、新たに男性の産後休暇制度を設けることです。育休期間のうち配偶者の出産から4週間の期間を「男性産後休業期間」とし、この期間の育休取得については、申請要件の緩和や休業補償を厚くすることを求めています。男性が配偶者の出産直後の育児に参加することは、女性の産後うつや自殺への対応としても重要です。

第二の柱は企業による従業員に対する育休制度の周知の義務化です。併せて、パパ向け育児教室の充実等も提言しています。

我々の提言を受け、政府では、9月から労働政策審議会において検討を進めています。また、11月に取りまとめられた「全世代型社会保障改革の方針」では、男性の育児休業の取得促進が柱に据えられました。政府において、更に具体的な制度設計を進め、今年の通常国会に必要な法案が提出されることとなりますが、PT座長としてしっかりとサポートしていきます。

「安全保障と土地法制に関する
特命委員会」の事務総長として
「国土の所有・使用の状況を可視化します」

「安全保障と土地法制に関する特命委員会」(新藤義孝委員長)の事務総長に就任しました。防衛施設周辺や国境離島あるいは水源地等での土地取得において、所有者や利用者の素性や目的が明らかでない事例が生じており、国民の不

することが可能となります。

さらに、個人や企業の活動における各種行政手続きの簡略化による生産性の向上とともに、先端テクノロジーやデータの活用により社会経済を変革・成長させる起爆剤となります。そのため、押印・対面・書面原則の見直しなど、デジタル化を阻む規制・制度見直しを進めていかなければなりません。

その推進役となるデジタル庁の設置を来年9月に見据え、本部では2ヶ月の短期間に、2度の提言を行いました。第一弾の提言はデジタル庁の権限と機能、国と地方のシステム統一化、セキュリティの強化などについて提言しました。

12月22日に菅総理に提出した第二弾では、国民・企業・医療介護・教育・防災・地方公共団体など対象ごとに具体的なサービスやシステムを提言。行政組織の縦割りを超えて情報を連携させることで、各種手続きを一つのポータルサイトや窓口で完結させるとともに、一人ひとりに適した行政サービスを携帯にメッセージサービスで届けるなど、プッシュ型行政の実現を提言しています。

二つの提言を通じての考え方は、「人に優しいデジタル社会」をつくることです。スマホやパソコンが苦手な方に寄り添い支援するデジタル支援員の地域配備や郵便局や公民館の活用など、きめ細かな施策を盛り込んでいきます。こうした提言を受けて、政府は「デジタルガバメント実行計画」を決定し、来年の通常国会にはデジタル化のための法律改正等が提出されます。引き続き、デジタル社会推進本部幹事長として汗をかいてまいります。